

菊池市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市医療機関等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて費用が増加している医療機関及び薬局等(以下「医療機関等」という。)の負担軽減を図り、将来にわたり安定的な医療体制を確保することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 この支援金の支援対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 別表に規定する医療機関等を菊池市内に開設又は管理し、交付申請日以降も事業を継続する意思を有する者であること。

(2) 次に掲げるいずれかの支援金の交付を受けたことがあること。

ア 令和7年度(2025年度)熊本県医療機関等物価高騰対策支援金(以下「令和7年度県支援金」という。)

イ 令和8年度(2026年度)熊本県医療機関等物価高騰対策支援金(以下「令和8年度県支援金」という。)

ウ 令和7年度(2025年度)熊本県薬局物価高騰対策支援金(以下「令和7年度県薬局支援金」という。)

エ 令和8年度(2026年度)熊本県薬局物価高騰対策支援金(以下「令和8年度県薬局支援金」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の対象としない。

(1) 市町村、一部事務組合等が設置する医療機関等

(2) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの全期間にわたり、医療機関等において事業を休止しているとき。

(3) 医療機関等について、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において、業務上の行為により法令に違反し、行政処分を受けたことがあるとき。

(4) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、

同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する医療機関等であるとき。

(5) 支援金の趣旨に照らして、交付することが適当でないとき市長が認めるとき。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に規定する交付基準の補助率にかかわらず、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる金額とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付の申請及び請求)

第5条 支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、菊池市医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 令和7年度県支援金、令和7年度県薬局支援金、令和8年度県支援金又は令和8年度県薬局支援金の交付を受けたことが分かる書類

(2) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの全期間にわたり、医療機関等において事業を休止していないことが分かる書類

2 規則第12条に規定する支援金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

(交付の決定、確定等)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、菊池市医療機関等物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定及び確定の通知を行ったときは、速やかに申請者に支援金を交付するものとする。

(検査及び報告)

第7条 市長は、この支援金の適正な支出のため、必要に応じて支援金の交付を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援対象者の要件に該当しないことが明らかになったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、菊池市医療機関等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第3号)により、支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、交付決定を取り消したときは、期限を定めて、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(証拠書類等の保管)

第10条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る証拠書類として、収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の確定の日に属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

区分		金額
医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき開設している病院又は診療所(往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受けた施設(同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方)	病院、4床以上の診療所	1万8,000円×病床数
	3床以下の診療所、無床診療所、歯科診療所	6万円
熊本県から保険薬局の指定を受けた薬局を開設している施設	薬局	3万円

※病床数は、令和8年3月31日時点の医療保険届出病床数とする。